

計算書類に対する注記(法人全体用)

別紙 1

1. 継続事業の前提に関する注記

特になし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・時価のないもの……取得価格(島田信用金庫の出資金)

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産-定額法によっている

・リース資産-定額法によっている

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金……静岡県社会福祉事業共済会への掛金額を退職給付引当金へ計上している。

・賞与引当金 ……職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している

3. 重要な会計方針の変更

平成27年度より新会計基準へ移行した

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の共済制度によっている。

なお、平成18年4月1日以降に入職した者は、中小企業退職金共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 永福荘(社会福祉事業)

「本部」

「特別養護老人ホーム永福荘」

「永福荘ショートステイ」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位 : 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	80,128,391			80,128,391
(基)建物	116,664,549		13,084,958	103,579,591
合 計	196,792,940	0	13,084,958	183,707,982

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却費に伴い、国庫補助金等特別積立金6,599,096円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

(単位 :円)

土地	80, 128, 391
建物	116, 664, 549
計	196, 792, 940

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

(単位 :円)

計	0

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位 :円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	80, 128, 391		80, 128, 391
(基)建物	676, 986, 422	573, 406, 831	103, 579, 591
構築物	43, 537, 911	43, 537, 907	4
車両運搬具	2, 718, 000	1, 745, 293	972, 707
器具及び備品	66, 600, 825	65, 637, 483	963, 342
有形リース資産	3, 312, 000	3, 312, 000	
合 計	873, 283, 549	687, 639, 514	185, 644, 035

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位 :円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	30, 698, 711		30, 698, 711
立替金	34, 895		34, 895
合 計	30, 733, 606	0	30, 733, 606

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位 :円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合 計	0	0	0

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

当法人は、平成26年3月31日付で島田市尾川16-2 島田市立養護老人ホームぎんもくせいの指定管理受託事業を終了した

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし